

令和元年12月から

水道料金・下水道使用料が変わります

消費税率(8%から10%)の改定に伴い、令和元年12月から新料金でご請求させていただきます。

新料金の適用時期

●偶数月に検針に伺うお客様

令和元年11月・12月分のご使用量の半分が旧料金、残りの半分が新料金となります。
それ以降の料金はすべて新料金となります。

●奇数月に検針に伺うお客様

令和元年12月・令和2年1月分以降の料金から新料金となります。

●水道料金(税込2カ月分)

配水管の 口径	基本水量	基本料金	従量料金(1m ³ 当たり)			
			13~20m ³	21~40m ³	41~60m ³	61~100m ³
13mm	12m ³ まで	1,375円	11.0円	169.4円	233.2円	271.7円
20mm		2,354円				
25mm		3,432円				

●下水道使用料(税込2カ月分) ※下水道を利用している方のみ

区分	基本 排出量	基本使用料	従量使用料(1m ³ 当たり)					
			21~ 40m ³	41~ 60m ³	61~ 100m ³	101~ 200m ³	201~ 600m ³	601m ³ 以上
一般用	20m ³ まで	2,420円	121円	132円	165円	198円	231円	264円

※詳しくは、名古屋市上下水道局ホームページをご覧ください。

問合せ先 名古屋市上下水道局中村営業所 ☎(483)1411



マイナンバーカードの有効期間をご確認ください!



「マイナンバーカードの有効期間」または「電子証明書の有効期限」が2020年中になっている方は、有効期間が満了する日までに「カードの作り直しの交付申請」または「電子証明書の更新申請」を行っていただく必要があります。

有効期間を過ぎてしまうと、カードは自動失効してしまいますので、ご注意ください。

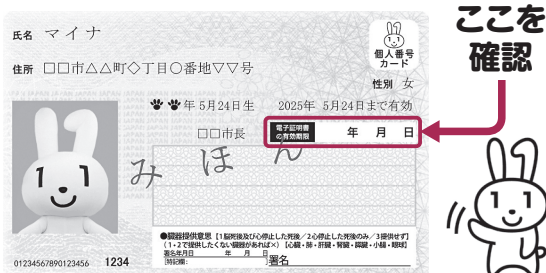
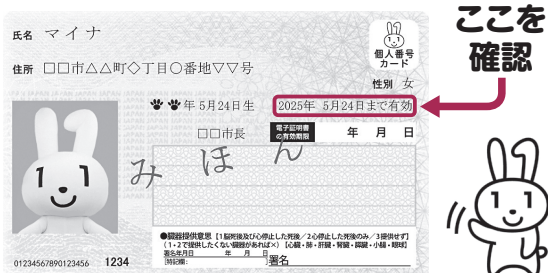
申請は、有効期間が満了する日の3カ月前から出来ますので、マイナンバーカードを持参の上、役場住民課へお越しください。

※失効したカードは、役場住民課に返納してください。

失効後、再度カードをご利用になりたい場合は、役場住民課窓口で再交付申請を行っていただく必要があります。〔再交付手数料(カード800円+電子証明書200円)がかかります。〕

マイナンバーカードの有効期間は

電子証明書の有効期限は



問合せ先 役場 住民課 内線121・174